

名古屋市壁面後退区域環境整備助成金交付要綱

(目的等)

- 第1条 この要綱は、景観法（平成16年法律第110号）第8条に基づき定められた名古屋市景観計画で指定する都市景観形成地区（以下「都市景観形成地区」という。）内における壁面後退区域において、滞在快適性の向上や歩行者の利便増進を図るための環境整備（以下「環境整備」という。）を行おうとする者に対し助成金を交付し、壁面後退区域の高質な整備・活用を誘導することにより、まちに開かれた、居心地が良く滞在したくなるような空間を創出し、もってまちの魅力や活力の向上を図ることを目的とする。
- 2 前項の助成金の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 再整備 環境整備を目的として実施するベンチの設置その他これらに類する整備をいう。
 - (2) 物品調達 環境整備を目的として恒常的に使用する椅子、テーブル、パラソルその他これらに類する物品・消耗品の確保をいう。
 - (3) 再整備等 再整備及び物品調達をいう。
 - (4) 壁面後退区域 都市景観形成地区の景観形成基準に基づき設けられた当該都市景観形成地区内の建築敷地における道路境界線から建築物の壁面の位置までの区域をいう。
 - (5) 景観アドバイザー 景観アドバイザー設置等要綱（昭和59年10月5日施行）に基づき設置された委員をいう。

(助成対象範囲)

- 第3条 助成金の交付対象となる範囲は、名古屋市景観計画で指定する広小路・大津通都市景観形成地区において、景観形成基準に基づき壁面後退を行った建築物が所在する建築敷地の内、当該基準で定める道路境界線から建築物の壁面を最低限後退させる位置までとし、壁面がない範囲も含むものとする（以下「助成対象範囲」という。）。

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付対象は、次条に規定する助成金の交付対象となる者が行う再整備等（以下「助成対象事業」という。）とし、第7条第1項に基づく申請を行った年度の2月末日までに完了するものとする。

2 助成対象事業であっても、同一建築敷地内で他の制度による補助金を受けている場合においては、この要綱による助成を受けることができない。ただし、名古屋市公開空地等環境整備助成金交付要綱（令和2年12月9日施行）による名古屋市公開空地等環境整備助成を助成範囲外で受けている場合を除く。

（助成の対象者）

第5条 助成金の交付対象となる者は、助成対象となる壁面後退区域を設けた建築物若しくは当該建築物が所在する土地の所有者若しくは管理者又は当該建築物の賃借人等で当該建築物及び当該土地の所有者から助成金の交付を受けることに関して許可を得た助成範囲の利用者であって、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 本市の市税を滞納していない者であること。
- (2) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者であり、かつ、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

（助成金額）

第6条 再整備等に対する助成金額は、予算の範囲内において、一建築敷地あたり500,000円又は再整備等に要した費用のいずれか低い額とする。

（助成金交付申請）

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、再整備のための工事請負契約の締結又は物品調達に関する契約を締結する前に壁面後退区域環境整備助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、次条の規定による助成金の交付決定を受けなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 再整備等の計画図
- (3) 従前状況の写真
- (4) 再整備等に係る見積書
- (5) 市税を滞納していないことの証明書
- (6) その他交付申請の根拠として必要な書類

2 助成金の交付を受けようとする者は、前項の規定による助成金の交付申請

書を提出する前に、関係法令等に適合しているか確認を行い、必要に応じて関係法令等を所管する行政機関に対し、再整備等の内容について事前の確認を行うものとする。

- 3 助成金の交付を受けようとする者は、第 1 項の規定による助成金の交付申請書を提出する前に、原則として、ウォークブル担当の景観アドバイザーに事前相談を行うものとする。

(助成金交付決定等)

第 8 条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは助成金の交付を決定し、その旨を速やかに申請者に壁面後退区域環境整備助成金交付決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(申請の変更)

第 9 条 助成金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受けた場合において、再整備等の内容の変更に伴い、当該通知に係る助成金の交付決定額を変更したいときは、壁面後退区域環境整備助成金交付変更申請書（様式第 3 号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出することにより申請の変更をすることができる。

- (1) 当該助成対象事業に係る交付申請時に提出した関係書類について、変更前の内容と変更後の内容とが比較対照できる書類
- (2) 変更後の再整備等に係る見積書

- 2 市長は、前項の規定による変更の交付申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは助成金の変更交付を決定し、その旨を速やかに申請者に壁面後退区域環境整備助成金交付決定変更通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 10 条 助成金の交付の申請をした者は、助成金の交付申請を取り下げる場合は、壁面後退区域環境整備助成金交付申請取下届（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 第 8 条の規定による助成金の交付決定後に前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

(着手報告及び完了報告)

第 11 条 助成金の交付の決定を受けた者は、再整備等に着手したときは着手届

(様式第 6 号) に工事請負契約書の写しを添えて市長に報告しなければならない。ただし、物品調達のみを行う場合においては、この限りでない。

- 2 助成金の交付の決定を受けた者は、再整備等が完了したときは、再整備等が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は申請を行った年度の 2 月末日のいずれか早い期日までに、完了届(様式第 7 号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 再整備等完了後の写真
- (2) 再整備等に係る支払いの証拠書類

(助成金の額の確定)

第 12 条 市長は、前条第 2 項の完了届を受理したときは、届出の内容を検査のうえ、適当と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を速やかに壁面後退区域環境整備助成金額確定通知書(様式第 8 号)により通知するものとする。

(助成金の交付)

第 13 条 助成金の請求は、前条の規定による通知を受け取った以降に、壁面後退区域環境整備助成金請求書(様式第 9 号)を市長に対して提出することにより行うものとする。

- 2 市長は、前項に規定する請求に基づき、申請者に助成金を交付するものとする。

(壁面後退区域の管理等)

第 14 条 助成金の交付を受けた者は、助成金によって再整備等を行った壁面後退区域(物品を調達した場合はそれを含む。以下同じ。)を、第 1 条第 1 項に定める目的に則って、耐用年数に相当する期間中、適切に管理しなければならない。

- 2 前項の耐用年数に相当する期間は、単価 500,000 円以上のものの場合、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第 15 条 市長は、助成金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、壁面後退区域環境整備助成金交付決定全部(一部)取消通知書(様式第 10 号)により助成金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により助成金の交付申請をしたとき。
- (2) 助成金の交付決定内容、これに付した条件又は規則若しくはこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 第 10 条第 1 項に定める申請の取下げがあったとき。
- (4) 第 11 条第 2 項に定める期日までに完了届が提出されなかったとき。
- (5) その他市長が助成金の交付を不適當と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定の取消しをしたときは、既に交付した助成金を市長の定める期日までに返還することを命ずることができ、その返還命令は壁面後退区域環境整備助成金返還命令書（様式第 11 号）により行うものとする。

（関係書類の保管）

第 16 条 申請者は、当該助成金申請に係る関係書類を助成金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならない。

（調査）

第 17 条 市長は、必要と認めたときはいつでも助成金の交付の申請をした壁面後退区域の状況を調査することができ、本助成制度による助成金の交付の申請をした者はこれに協力しなければならない。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。